

保存樹の位置付けについて

緑の基本計画において、保全すべき樹木に関する法令は主に下記の5つがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護法 2 京都市文化財保護条例 3 景観法 4 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 5 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例 |
|---|

まず、我が国にとって学術上価値の高い植物は、天然記念物として文化財保護法により指定されています（京都市で樹木は現在2件（常照皇寺の九重ザクラ、善峯寺の遊龍松）の指定があります。）。

その次に、京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準により京都市指定天然記念物として指定しています（京都市で樹木は現在33件の指定があります。）。

<p>京都市指定天然記念物（京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準） 次に掲げる動物若しくは植物若しくはそれらの作りあげている群集生態系若しくは地質 鉱物又はそれらの存在している土地で、本市にとって学術的価値が高く、自然を記念するもの</p>

(2) 植物

ア 代表的名木、巨樹、栽培植物の原木、並木及び社叢（そう）

（社叢（そう）：神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林）

上記3，4，5の法令は天然記念物には該当しませんが、市街地の良好な緑の景観を形成するものとして、その目的に応じて指定し、保全していくことが定められています。

3は「景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。」としています。

4と5は保存樹の指定に関する規定ですが、次表のとおり京都市では4の法律の基準を緩和し、条例を策定し保存樹を指定しています。

	目的	大きさの基準
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市計画区域内において美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定	<p>樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。</p> <p>イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートル以上であること。</p> <p>ロ 高さが十五メートル以上であること。</p> <p>ハ 株立ちした樹木で、高さが三メートル以上であること。</p> <p>ニ 攀（はん）登性樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上であること。</p> <p>二 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。</p> <p>イ その集団の存する土地の面積が五百平方メートル以上であること。</p> <p>ロ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが三十メートル以上であること。</p>
京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例	市街地に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているもの	<p>樹木については、その規模が次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲(株立ちした樹木にあつては、各幹の周囲の合計に10分の7を乗じて得た長さ。以下同じ。)が1.5メートル以上であること。</p> <p>イ 高さが15メートル以上であること。</p> <p>ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。</p> <p>(2) 樹木の集団については、その規模が次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 生け垣を構成している樹木の集団にあつては、当該生け垣の長さが20メートル以上であること。</p> <p>イ アに該当しない樹木の集団にあつては、その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 樹容が、美観上優れており、周辺の町並みの景観と調和し、かつ、次のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。</p> <p>イ 剪定等により良好な形状を保っていること。</p>